

川崎町議会定例会会議録

令和3年9月8日（第2号）

○出席議員（13名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
病院事務長	高山裕史君	教育長	相原稔彦君
学務課長	佐藤健君	生涯学習課長	小原邦明君
幼児教育課長	佐藤邦弘君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤文典君 書記 高橋悦子君
書記 佐藤明尚君

○議事日程

令和3年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第2日）

令和3年9月8日（水曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 追跡質問

日程第3. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 的場 要 君

10番 生駒 純一 君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、高橋悦子、佐藤明尚を選任します。

日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は、挙手願います。

【質問者なし】

質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、3番佐藤昭光君。

【3番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 不祥事への対応について質問願います。

○3番（佐藤昭光君） 3番佐藤昭光でございます。

許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

町職員の絡んだ不祥事について、質問させていただきます。

町職員が絡んだ贈収賄事件、宮城県は当町の建設業丹野土木を16か月の指名停止処分としました。仙台地検が7月21日に同社幹部ら2人を贈収賄で起訴したということに伴い、27日からの処分としたものと思われま。

当町は、8月10日の議会全員協議会で指名停止2年、24か月としたことが報告されました。

さらに通告はしなかったんですが、質問通告後に東北整備局が8月24日業者を1か月の指名停止とした処分が報道されました。

それでお伺いします。

町の指名停止処分は何月何日から何月何日までの、何年何月何日までの24か月ですか。

第2点、この処分の理由。

第3点、指名停止期間について、国より23か月、県より8か月長期になった理由についてお伺

いします。

第4点、指名停止は国・県・町の公共事業一切が対象なのか。下請で参加する可能性は排除しないのか。

第5点、同社が落札しながら仕事に着手していないケースはありますか。

第6点、同社が現在関わっている仕事の内訳、進捗状況はまちまちだと思いますが、町はどうか。入札をやり直すのか、お伺いします。

第7点、入札に絡む同様の事件は過去にあったのですか。あれば、その内容は。処分明け後に町内で同じ業者が営業を継続したケースはあるのか。

この7点について、まずお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 不祥事への対応について。3番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

1点目の町内業者に対する町による指名停止2年間はいつからいつまでかとの質問であります。令和3年6月30日から令和5年6月29日までの2年間です。

2点目の2年間とした処分の理由はどの質問ですが、今回の措置は川崎町における建設工事などを請け負う業者の指名停止等の措置について、必要事項を定めた川崎町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づき決定したものであります。具体的な指名停止の期間については、要領のうち、川崎町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕された場合、15か月以上24か月以内の指名停止期間に該当することとなりますが、今回指名停止の期間を何か月にするのか、選定委員会に諮問し、その結果を受けて24か月としたものであります。

3点目の指名停止期間が宮城県より8か月長い理由はどの質問ですが、川崎町の指名停止の期間については先ほどご回答申し上げたとおりであります。宮城県では県の停止要領のうち、県職員ではなく県内の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕された場合の基準は15か月以上17か月以内と定められておりますが、今回宮城県は其中で16か月と判断したようです。そこから8か月の差となったようです。

4点目の、指名停止は国・町の公共事業一切か。下請の可能性はあるのかとの質問ですが、今回町が指名停止措置を講じたものは、あくまで町が発注する公共事業を対象としています。また、下請の可能性はあるのかとの質問ですが、町の指名停止要領に基づき、指名停止期間中は下請承認をしてはならないこととなっております。

5点目の指名停止となった業者が落札しながら仕事を開始していないケースはあるのかとの質問ですが、現時点で指摘されているようなケースはございません。

6点目の指名停止業者が現在関わっている仕事の内容は、町はどう対応するのか。入札のやり直しはあるのかとの質問ですが、現在この業者が関わっている工事は、中原住宅建築工事のみとなっております。この工事は既に着工しており、工事が相当程度進んでいる状況にあるほか、仮に契約を解除することとした場合、工期の遅延を招くことが懸念されるため、契約解除及び入札のやり直しは考えておりません。

7点目の入札に絡む同様の事件は過去にあったのか。あればその内容は。処分を受けた当事者がその後営業しているケースはあるのかとの質問ですが、現在のところ詳細な記録が残っておりませんので、同様の事件の有無については不明であります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 町が24か月の指名停止と決めるに当たってはその幅があるんですが、審査委員会などに付して手続を取ったのか。県などはそういう手続を取っているようでございます。その期間については情状を踏まえとありますので、審査委員会でそのような話があったのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） お答えします。

私が長であります選定委員会というものがございまして、その中で情状を踏まえて、この最長の24か月が適当だろうということで、町長のほうに意見を提出したものでございます。最終的には町長がその意見を踏まえて24か月の指名停止期間を決定したと、そういった流れになってございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） いろいろと細かい点をお伺いしていきますが、工事が入札に問題があったと判断された場合の、入札の契約のし直しなどのそういう規定はあるんでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） ちょっと確認に時間をいただきたいと思います。失礼します。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 副町長になられたばかりで、これから勉強しなくてはいけないと思うんですが、同じ工事で指名停止になった場合に、ほかの業者が代行するということはあり得るのか

どうかですね。そして、その工事にもし問題が起きた場合に、当然損害賠償請求しますよね。そういう場合はどうなるのかといったことを、ちょっとお伺いしております。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） 町の規定では、代行はないということで承知しております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 指名停止2年というのは、かなり長期になります。さらにその後の指名願いを出して入るには、さらに期間を要すると思います。その間、技術者とか従業員、生活に対する影響というのはかなり大きいことが考えられます。

そこで、今の会社が別会社になって再出発とする場合、今の役員が参加しても入札参加は可能なかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） 一般的に全くの別法人であれば可能にはなると思うんですが、役員の方が参加するということだと思いますが、そこについては規定を確認しないと、この場では即答できないかと思っておりますので。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） これも後になると思うんですが、工事の契約書に違反するような、例えば入札の不正などが認められた場合、違約金というものが出ると思うんですが、それは工事の額の何%ぐらいになるのか。そして、今回の不祥事に適用されるのかどうか。これも時間を置いてということになると思いますが、回答をお願いします。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） 分かりました。確認した上で、お答えしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 誠実で大変真面目で優秀な職員であることは私もよく知っておりまして、今回の事件は大変ショックでございます。まして一般職員、どれだけ心を痛めているか、心配するところでありまして。

ここで一番気を配らなければならないのは、職員の意識の向上。職員としても、我々議員としても、最も大切な監視機能の有効性がなかったのではないかという反省があります。それを見直さなければならないと自省しているところではありますが、職員に対しては倫理規定の見直し、再確認とか求めるだけでなく、やる気がみなぎる職場の再生、やる気の向上を図らなければなら

ないと考えております。どんな手だてを今考えておられますか。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） お答えします。

先日も議会の後にご報告いたしましたけれども、不祥事の再発防止委員会では、1つは職員倫理規定の確立、これについて部会を設けていろいろ検討していくとしております。その中で、今お話あったことも踏まえながら、実行可能なそして永続できるような、しっかりと効果のあるような対策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 県が業者を指名停止したのは8月27日、その当日に副町長を委員長とした不祥事再発防止対策検討委員会、翌29日に第1回会合を開いたと昨日議会開会で報告いただきました。いつまでとは決めずに月1回開催の予定との説明でありましたが、今後弁護士など加えた第三者委員会にするとか、常設するとか、そういう考えはあるのかお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） お答えします。

やはり今の対策委員会は町職員、内部職員だけですので、やっぱりもう一つ外からの視点というのは、これは非常に大事ではないかと考えてございます。そういった意味で、やはり第三者委員会の設置も検討していかなければならないということは考えます。ただ、常設にするかどうかというのは、やはり事案につきいろいろその内容が異なりますので、そこについてはまだそこまで踏み込んで考えてございません。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） それでですね、アドバイスみたいな話になりますけれども、内部通報、これをきちんと保護することを徹底するということになれば、事前に何か歯止めになる可能性があるのではないかと考えております。悪いなと思うことがあれば、職員らは公的機関に訴えることができ、そしてその秘密は厳重に守られると。職員は身を正して仕事に励む効用があると思われれます。倫理規定の徹底、やる気の向上、内部通報制度の整備、これらをスムーズに相互活用することによって、町民には開かれた町政として広く理解をいただけるのではないかと考えております。

内部通報者の保護について、現状そしてどんな今後の手だてを考えているのかお伺いします。

○総務課長（渡邊輝昭君） 佐藤昭光議員のご質問に、お答えさせていただきたいと思います。

現時点で、川崎町に内部通報制度の制度自体は設けておりません。こちらの内容につきましても、先ほど来副町長答弁しておりますとおり、再発防止検討委員会の中で話題といいますか、そういうところの検討もしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤昭光君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、1番佐藤清隆君。

【1番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、学校における教育相談について質問願います。

○1番（佐藤清隆君） 1番佐藤清隆でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、学校における教育相談についてお伺いします。

近年、学校教育の中で大きな問題として「いじめ」「不登校」「自殺」といったことが長らく言われ続けております。また、長引くコロナ禍により家庭内での虐待やネグレクト、家族へのモラルハラスメントなど顕在化しつつあるとも言われております。先日のニュース報道にもありましたが、児童生徒の自殺が過去最多、高校生では多くの生徒に鬱の症状が見られるといった調査結果も出ているようです。深刻な状況にあると言えます。

以前より町内の小中学校ではスクールカウンセラーを配置しており、子供の不安や悩みを相談できる窓口を設けております。スクールソーシャルワーカーも同時に配置しており、教員以外の専門スタッフが対応に当たっていることは、こういった取組は一つの安心できることと捉えております。

いじめは決して許されないことではありますが、どの学校でもどの子供にも起こり得る問題と捉え、またインターネットやSNSの利用による思わぬ形で事件や事故に巻き込まれるケースも発生しております。

今後も複雑化、多様化する問題について十分に対応できているのか、次の点について教育長にお伺いします。

各校における相談件数はどのぐらいあるのか。また、人員の配置は十分であるのか。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校、行政機関といったところの連携はできているのか。また、どのように行われているのか。

3点目、このような複雑化、多様化する問題を顕在化させるために、どのような取組を行ってきたのか。

以上、3点でございます。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 1番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目の、各校における相談件数はどのぐらいあるのか。また、人員の配置は十分であるかとの質問であります。初めにスクールカウンセラーについてお答えします。

スクールカウンセラーは毎月の相談状況を県教育委員会に報告することになっており、相談件数と活動件数の2つに分類されています。相談件数は不登校、いじめ、友人関係など12項目に細分化された相談内容を扱い、活動件数は教員との情報交換、児童生徒との触れ合いや授業参観などの活動を扱っています。

この区分による令和2年度の相談件数は、小学校で220件、中学校で189件、計409件となっています。各校別に見ますと、川崎小学校116件、川崎第二小学校ゼロ件、前川小学校20件、富岡小学校84件、川崎中学校94件、富岡中学校95件となります。

また、スクールソーシャルワーカーについては、不登校や家庭環境の問題を中心に20名程度の児童生徒とその家庭を対象に、年間を通じた継続的な支援を行っています。

次に、これらスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人員の配置については、町教育委員会からの要請により、県教育委員会から担当者とその派遣回数が割り当てられ、スクールカウンセラーは中学校で週1回を目安に年間37回から38回、小学校で児童数に応じて年間14回から30回の派遣となっています。

現在の相談状況や派遣回数を踏まえると、これまでのスクールカウンセラーの人員配置は十分であると考えています。

一方、令和2年度のスクールソーシャルワーカーの派遣回数は、年間43日となっており、週1回の定期的な予定日に、小中学校5校からの派遣要請をやりくりしている状況です。ここ数年、学校からのスクールソーシャルワーカーに対する支援要請が増加する中で、県教育委員会に対してスクールソーシャルワーカーの派遣回数の増加を求めています。スクールソーシャルワーカーの有資格者が限られていることもあり、なかなか派遣回数の増加には至らず、人事配置はやや不足していると考えています。

2点目のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校、行政との連携はできているのか。また、どのように行われているのかとの質問ですが、スクールカウンセラー、スクー

ルソーシャルワーカーとも国の施策により各学校に配置され、学校教育を施行規則にその職務内容が明記されています。スクールカウンセラーは児童生徒の心理に関する支援について従事することとされており、学校とスクールカウンセラーが連携して児童と触れ合う時間を設け、何げない会話の中から学校生活や家庭生活の悩みや不安を聞き出し、その解消に当たるともあります。また、気がかりな事案については、学校が積極的に児童生徒や保護者に働きかけて、スクールカウンセラーとの相談へ導くこともあり、学校とスクールカウンセラーが情報交換をしながら連携を図っています。

一方、スクールソーシャルワーカーは児童生徒の福祉に関する支援について従事することとなっており、児童生徒の心配事を解決するためには家庭環境の様々な改善が必要となる事案が見られます。この場合には学校、教育委員会、保健福祉課などの担当課で情報を共有し、スクールソーシャルワーカーを交えて個別の支援の方針を話し合う会議を随時行っており、当町においては連携の基盤ができていると捉えています。

3点目の顕在化させるためにどのような取組を行ってきたかとの質問ですが、まさに悩みや不安、心配事は内面的なものであり、人の心を察するのは本当に難しいものです。学校生活における悩みや不安などの解消には、早期発見、早期対応が大切だと言われています。学校では毎日接している児童生徒の表情、しぐさ、言動を丁寧に観察し、その変化から心の様子を推察し、言葉をかけ、気持ちを聞き出すことを大切に、一人一人の児童が抱える心の問題の顕在化に取り組んでいます。

しかしながら、全ての事案をタイミングよく早期に拾い上げることは本当に難しく、教員も試行錯誤を重ねながら精いっぱい児童生徒の指導や支援に当たっています。

今後も引き続き、児童生徒の心に寄り添った地道な取組を続けてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） ただいま相談件数について答弁いただきました。学校によってはばらつきがあるといいますか、数に大きなこう隔たりがあるというふうには私は受け取りました。もちろんこの相談件数、数の問題ではないということは十分承知はしておりますが、同規模の学校と比べた場合多いのか、少ないのか。あるいは全国的な、平均的なものですね。そういったものと比べた場合どうなのかというところを、教えていただければと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 佐藤清隆議員の質問にお答えします。

現在のところ他市町村の相談件数については、県のほうから数値が公表されておりませんので、

持ち合わせておりません。ただ、県教育委員会に勤務しておりましたときの、十数年前の思いですけれども、大体どの市町でも同じような件数でこう上がってきているなという捉えはしておりました。ですから、積極的にカウンセラーさんを活用しているのではないかと。先ほど川崎二小においてもゼロ件と申しましたが、もう一方の相談件数ではないほうの活動件数のほうに大分数字が出ておったようなので、そのところは安心して見てございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 今相談件数のことをお聞きしましたけれども、相談件数よりもどんなことが相談されているのか、中身が重要になってくると思われそうですが、我が町の子供や保護者、先生はどういったものの相談が多いのか、教えていただければと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 令和2年度の年間のスクールカウンセラーの活動状況の中から、申し上げます。

相談件数、実際は児童生徒、教員、それから保護者というふうにそれぞれの相談者に応じた件数で取りまとめておりますが、町内全部を見ますと、一番多かったのは生徒対応という形で、実際何か具体的な案件を抱えてはいないんですけども、生徒と関わったというのが全体件数400件のうちの4割程度となっております。その次に出ておりますのが、不登校で約7%。それから学校不適応、不登校まではいかないんですけども、ちょっと学校に行きしぶりのような傾向が見られるということで、早めに相談された方が約10%。そして、人間関係、友人関係でちょっと悩みを抱えているという相談が8%というふうになってございます。

ただ、特徴的なのが保護者の方からの相談、児童生徒、教員からはほとんどないんですけども、保護者の方からの相談の中で、家族関係のこと、子供の養育のことということで、全体の割合は1%、件数にして14件、四百何件のうちの14件なんですけども、保護者の方からそのような相談もございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 先ほどの答弁で、スクールソーシャルワーカーについては不足しているというお話はちょっとお聞きしました。スクールカウンセラーについては十分対応できているというお話ですけれども、この方々毎年代わるものなのか、また継続的に対応していただいているものなのか。というのも、やはり継続的に対応していただくことにより、利用する生徒児童につ

いては安心感や親しみだったり、そういったものが相談しやすい環境につながると思われますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり同じ方に継続的に相談をしたほうが、こう安心感といいますか、そういうものは子供たちもそして保護者の皆様も同様だと思います。現在各学校から次年度の作業に向けて、恐らく1月ぐらいにその同じスクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんを継続するかどうかという打診、調査が来ますので、今のところ各校では継続してほしいということで対応してございます。

ただ、担当のスクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーが他県に転居をなさるとか、そういう事情においては、やむを得ず交代したというようなこともございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） スクールカウンセラーについてなんですが、教員の方からも相談を受け付けておるということですが、授業を受け持つ教員は時間的に相談できにくいと思われませんが、相談できる環境の整備は進んでいるのでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、教員は授業を持っておりますので、その合間の時間を使って、あるいは放課後の時間を使って、カウンセラーさんあるいはスクールソーシャルワーカーの方と対応しているというのが現状でございます。

各学校には校内の係として教育相談担当という窓口がございますので、その教員を中心に、例えば明日スクールカウンセラーさんが来るときに時間を見計らって相談したい先生が誰々いるのか、あるいは子供たちがどの程度いるのかということでスケジュールを組みながら、なるべく授業の負担にならないような予定を組みながら対応しているところが現状です。また、案件によりまして、どれを優先すべきかというようなことも判断しながら対応しているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 最後に、町長にお伺いします。

子供が関連する痛ましいニュース報道を見るたびに、学校側は真摯に考えていたのか、子供を

取り巻く大人の目がきちんと向けられていたのか、周りの大人は何も気づいてあげることができなかったのかと思うわけです。

我が町では教育委員会を中心に現場の教員、スタッフが対応していただいていることで心配はしていませんが、いま一度このサポート体制が形骸化していないか、実効性のある支援制度として確立できているのか、お伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） どのような制度も万全ではないところはあると思うんですけれども、そういった中、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつきましては、毎年県の教育長のところに行って、引き続きの派遣をお願いしているところであります。

私、相原教育長に教育長就任をお願いしたときに、こう申し上げました。生徒全体の学力を向上させることは大切だけれども、それ以上にいじめやひきこもり、いずれにしても不登校の子供を1人でも減らしてほしいんだ。この国は今世界で一番自殺の多い国だ。ほかの国では宗教対立とか内戦とか貧しさで学校に行けないけれども、この国はそういったことがないのに不登校や自殺が多い。このことを一番考えて、各学校の経営に当たってほしいと教育長には申し上げています。

本当に学力の向上だけを追いかけるのではなくて、やはりみんなが学校に来て、学校でとにかく過ごすことを最優先にさせていただきたいと思いますし、それが我々の願いでもあります。

○議長（眞壁範幸君） 次に、整備されたB&G海洋センターのプール利用について、質問願います。

○1番（佐藤清隆君） 続きまして、整備されたB&Gプールの利用についてお伺いします。

昨年から続くコロナ対策として、プールの機能向上を図り、また安心・安全な施設環境を整備するため大規模改修が行われました。

先日、現地調査したところ、抗菌対策がされた施設は清潔感もあり、感染対策も至るところで行われておりました。施設側も密にならないよう利用人数を制限するなど十分に配慮されており、このコロナ禍の中でも多くの子供たちが利用しておりました。

次の点について、教育長にお伺いします。

コロナ禍の中、各校における水泳の授業の実施状況は。また、夏休み中の小中学校のプールは開放されたのか。

今後の水泳の授業は専門スタッフが常駐し、感染対策が十分に講じられたB&Gのプールを利用してはいかがか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 1点目のコロナ禍の中、各校における水泳の授業の実施状況は、また夏休み中に小中学校のプールは開放されたかとの質問であります。初めに、体育の時間における水泳の授業について、小学校は3校とも実施し、中学校2校は結果的に今年度の実施を見送っております。

また、今年の夏休み期間中は、小中学校とも昨年度同様に学校のプールを開放しておりません。

2点目の今後水泳の授業は専門スタッフが常駐し、感染対策が十分に講じられたB&G海洋センターを利用してはとの質問ですが、今年度は川崎小学校、富岡小学校、富岡中学校、県立支援学校岩沼高等学園川崎キャンパスが改装したプールを活用し、B&G職員の支援を受けながら夏休み明けの水泳授業を予定しておりました。しかし、新型コロナウイルスの感染状況により、県へ緊急事態宣言が発令されたことから、やむなく活用を中止したところです。

次年度以降については、町内小中学校のプール施設の老朽化が進んでいる現状もあり、児童生徒のバス輸送を行いながら、B&G海洋センタープールを積極的に活用することについて検討を始めております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） ただいまの答弁で、一部の学校では予定どおり授業を行ったと。逆に、一部の学校では授業を行わなかったというご報告がありましたけれども、通常どうしても水泳の授業というものは屋外で行うため、雨天や水温、猛暑といった天候により、当初予定されていた水泳の授業を変更したりするケースがあると思われませんが、これはどのぐらい年間あるものでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 天候等によりプールの授業実施を余儀なくされたという、件数まで抑えておりませんが、今年の状況を見ますと、6月半ばぐらいにはプールの水を入れ替えして、いつでも水に入れるようにというところで準備するわけですが、今年7月に入ってからなかなか気温が上がらなかったということで、各校プールの利用が積極的に始まったのが、梅雨の明けた7月の中旬、十五、六日だったでしょうか。そこから一斉に利用が始まったということと、それから大体プールの利用については水温、気温二十二、三度を一つの目安にしておりまして、やっぱり思うように水泳の時間を実施できないところもあるということも実情でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 今年度、既に一部の学校ではB&Gのプールを利用してということで報告がありました。その際、移動に何を利用して移動されたのか。

また、通常の校内のプールを利用した場合と違い移動時間がかかってしまうわけですが、授業時間確保のために、どんな工夫をされて授業を行ったのか教えてください。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 今年度B&Gプール供用開始が7月22日だったので、もう既に学校夏休みに入っていたので、8月夏休み明けからの利用ということで、各校予定を組んでおりました。ただ、先ほど申し上げたとおりコロナ感染拡大ということで、全て見合わせというふうに、今年度の利用実績はございません。

そのときの輸送ですけれども、町バス、それから町バスもほかの利用団体もございますので、町バスが利用が難しい場合には、町内にある運送事業を営んでいる業者さんのバスを活用してということで、予定を立ててございました。

また、移動に時間が多少かかりますので、通常体育の授業を自校のプールで行うときは1時間の時間、小学校ですと実質45分、中学校50分ということですが、2時間扱いとして、行き帰りを含めて2時間、と多少プールに入れられる実質的な時間も通常よりは長くなるというふうに考えてございました。

なお、中学校ですと、午後からプールの時間を利用して、実は川崎は7月中にプールの授業を行いたいということで計画しておったんですが、その場合には五、六時間目にプールの授業を行って、多少時間が延びても放課後の活動なので大きな影響はないと、そのような組み方を検討してございました。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） このコロナ禍により、全国的に水泳の授業を中止せざるを得ない学校が多くある中で、我が町は一部ではありますけれども実施ができた。やむを得ず緊急事態宣言が発令されたことによってできなくなったということでもありますが、私は感染対策を十分に講じながら実施できたことは、非常に評価ができることだと思っております。

そもそも水泳の授業というものは、特に低学年においては水の危険性や楽しさ、楽しく理解し併せて水の怖さを学ぶ機会でもあります。ほかのスポーツで学ぶことができない夏場の時期と、限られた時間の中で行う、命にも関わる非常に重要な授業だと思っております。

今後もしかなる事案が発生した場合であっても時間を確保し、適切なタイミングを逃さないようにしていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 今議員おっしゃったように、特に低学年の子供たち、初めてそのプールに入って水泳の授業を行う子供たちにとっては、昨年度は全く実施できない、今年度も引き続き実施できないと、果たしてその影響がどうなんだろうかということも春先に校長会で検討いたしました。まさしく議員おっしゃったとおり、やっぱり小さいうちから体を慣れさせて、水に親しむことのうれしさ、喜びを感じさせて、併せて技能も身につけたいという思いは同じでございます。

あわせて、本町におきましてはB & G海洋センターの職員を派遣いたしまして、水辺の安全教室ということで、単に泳ぐことだけでなく、万一の場合に自分自身の身を守る、そういう指導なども受けておりましたので、これも併せて低学年のうちから継続的に実施させたいものだというふうに考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 最後に、町長にお伺いします。

全国的にも、学校のプールは廃止の方向にあるようです。自治体によっては民間の施設に委託し実施しているところや、授業自体をなくすところも出てきているようです。既に、近隣の柴田町の中学校では、数年前より校内のプールを廃止し、県の水球プールを利用し授業を行っているようです。

昨日の行政報告でも、今後の利用の方向性が示されておりましたが、専門施設の利用により教員の負担軽減、安全面、衛生面、プライバシーの問題等、多角的に見ても、我が町においても早期に利用に向けて取り組むべきと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員の質問にお答えします。

去年の夏だったと思うのですが、生涯学習課長と学務課長から町内の小中学校のプールが傷んでいて、維持費や修繕費が膨大になっているということをおっしゃいました。町長全部を見てくれということで、去年の夏、教育長と副町長と全部を見て、その傷み具合や維持費などをチェックしたところなんです。このままでは膨大な維持費がかかっていくということで、どうしたらいいのだろうかということで、コロナ対策臨時交付金を使って改修することを議会の皆さんにお願いしたわけでありまして。

正直、町民の皆さんから、何でコロナの交付金をプールに使うんだということで、かなりの疑問の声やお叱りの声を受けているのも事実なんですけれども、そういったことは町民の皆さんに

しっかりとこれから説明をしていきたいと思っております。せっかくのリニューアルしたプールでありますから、多くの皆さんに使ってもらえるように、働きかけを続けていきたいと思っております。

また、古いプールをどのようにしていくか、議会の皆さんと相談していかなければならないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番佐藤昭光君の一般質問で、答弁保留となっております件について、副町長から発言の申出がありますのでこれを許します。副町長。

○副町長（奥山隆明君） 先ほどの佐藤議員のご質問に対して、お答えします。

まず1点目、入札不正行為等があった場合、入札のし直しの規定はあるのかとのご質問だったと思います。自動的にこういった場合、入札のし直しを行う規定、入札不正行為があった場合にそれを元に入札のし直しを行う規定というのは、直接はございません。ただし、その後刑が確定した場合、そういう場での契約を解除することができる、そういった規定はございます。このため仮に契約を解除した場合は、それまでの工事出来高あった場合は清算しますが、その後に関しては改めて入札になると、そういった流れになるかと思っております。

2番目、不正行為等に関する違約金は何%かというご質問だったと思います。

これは2つありまして、契約解除に関しては請負代金の10%、もう1つ、公正入札違約金というものもございまして、20%以上になるような規定になってございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 先ほどの佐藤昭光議員の質問の中で、職員の内部通報等の取扱いについてご質問があった際に、私の方からは川崎町では取扱いの制定はしていませんというご回答を申し上げましたが、大変勉強不足で申し訳ありません。

川崎町におきましては、平成20年9月に川崎町職員等の公益通報に関する事務取扱要綱というものを定めておりまして、通報したことを理由に職員が解雇あるいはそのほかの不利益な取扱いから保護されるようにということでの取扱い要綱を定めておりましたので、大変申し訳ござい

せんでした。訂正をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 通告第3号、11番佐藤新一郎君。

【11番 佐藤新一郎君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 不祥事への町の対応はについて質問願います。

○11番（佐藤新一郎君） 11番佐藤新一郎でございます。

通告に従い、不祥事への町の対応はについて質問させていただきます。

今回の町職員の受託収賄事件については、本人はもとより、家族のことを考えますと、本当に残念な事件だと思っております。このような事件を二度と繰り返さないためにも、職員は公私を問わず、規範意識や倫理観を持って行動しなければならないと考えております。

そこで、以下の5点について、町長にお伺いいたします。

①議会は8月11日に、町長に対し再発防止策等の要望書を提出いたしました。町としてどのように受け止めたのか。

②要望書の中で、再発防止策の検討、職員に対する各種研修の実施を求めているが、どのように考えているのか。

③番目、学識経験者など、第三者機関の設置を検討するよう求めているが、実現に対する考えはあるのか。

④番目、今回のケースは同じ課に延べ19年間配属されていまして。町職員の場合、様々な部署で仕事をすることで町を知り、その経験が町の発展につながると思います。町長はどのような基準をもって人事異動に当たっているのか。

⑤点目、町長はマスコミ等に対し謝罪しておりますが、謝るだけでは町民の怒りや不安に応えていないと思います。職員を監督する責務について、判決後どのように対応するのか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 11番佐藤新一郎議員の質問にお答えします。

1点目の議会は8月11日に、町長に対し再発防止等の要望書を提出した、町としてどのように受け止めたのかとの質問であります。議会から再発防止策などの要望書が提出されたことは大変重く受け止めております。

町では、職員が受託収賄容疑で起訴されるという事態を受け、7月27日に副町長、教育長、総務課長、農林課長、建設水道課長の5名で組織した川崎町不祥事再発防止対策検討委員会を設置し、7月29日に第1回目の会議を開催しました。この検討委員会では、職員の倫理、綱紀粛正に関わる職員倫理綱紀粛正等作業部会と工事などの施工に当たり適正な事務執行などに関わる入札契約制度改革作業部会を設け、再発防止のための具体的な対策について検討することとしており、この委員会での検討内容を踏まえ、再発防止と町政の信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいりたいと思います。

2点目の要望書の中で再発防止策の検討、職員に対する各種研修の実施を求めているが、どのように考えているのかとの質問ですが、1点目で回答したとおり、具体策につきましては2つの部会にて検討しているところでありますので、その結果と議会からの要望書を踏まえ、職員の研修などを実施していきたいと考えております。

3点目の学識経験者など第三者機関の設置を検討するよう求めているが、実現に対する考えはどの質問ですが、町といたしましても同様の考えであり、第三者機関を設置し、検討委員会に取りまとめた内容を客観的な視点からご意見を賜りたいと考えております。

4点目の今回のケースは同じ課に延べ19年間配属していた、町職員の場合、様々な課で仕事することで町を知り、その経験が町の発展につながると思う、町長はどのような基準をもって人事異動に当たっているのかとの質問ですが、議員ご指摘のとおり、職員が様々な仕事をすることで多くの町民と関わりを持ち、コミュニケーション能力や知識を身につけ、その経験が町政の発展につながるものと考えております。しかしながら、建設水道課、農林課で所管しております建設工事や設計委託などの発注業務につきましては、専門的な知識と経験が必要であることから、なかなか異動させることができませんでした。今後は、課題となっている技術職員の確保を図るとともに、外部への業務委託なども検討してまいります。

5点目の町長はマスコミなどに対し謝罪をしているが、謝るだけでは町民の怒りや不安に応じていない、職員を監督する責務について、今後どのように対応するのかとの質問ですが、今回の不祥事に関しましては、職員を管理、監督する立場として非常に重く責任を感じております。今後公判が進み明らかになる部分を確認しながら、監督者としての責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 先ほど不祥事再発防止委員会を立ち上げたということでございますけれども、我々議会といたしましても、第三者委員会の設置を求めています。そこで、我々はそ

の内部だけの検討委員会とか、立ち上げただけではちょっと腑に落ちないといいますか、今後学識経験者、弁護士とかそういうのをお願いして、1年に1回でも2回でもいいですから、そういう新鮮なものを入れて、専門的なことでこの事件が発生したということで、やっていかなければいけないと思いますけれども、どのように考えておられますか。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） お答えします。

先ほど佐藤議員のほうにもお答えしましたし、町長のほうからもお答えしましたが、私どもも全く同じ考えでございます。やはり外部からの目というのは非常に大切でございます。我々が気づかない点、いろいろ指摘を受けることがあると思います。そういった意見を踏まえて、やはりしっかりしたもの、守っていけるもの、皆さんに納得していただけるもの、そういったものをつくっていくことも目指して、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） この入札までの流れはどのようになって決済され執行されているのか、お伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 佐藤新一郎議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

一般的な工事の起工から入札執行までの流れということでございますけれども、まず最初に、例えば1つの建設水道課の例でいいますと、担当者が工事の設計、積算をした起工伺をまず決済を受けることとなります。この起工伺はどういった場所をどういう工事で、どういう金額をもって施工したいというような起工伺となります。その起工伺の決済が終わりましたら、その工事等を請け負う業者を、まず選定委員会のほうに、どういう業者を指名していいかという諮問をし、選定委員会からの承認、了解を得まして、その選定業者に入札の案内をします。入札の案内をした後に、工事に係る入札の予定価格を町長が作成しまして、その予定価格に対して当日入札に参加していただいた業者さんから入札書を入札していただきまして、落札を決定した業者さんが施工をしていただくというような流れになっております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 町長は就任後7か月で他の部署に異動させ1年間。現在の部署に戻し、今日まで参事として奉職し、事故が起きたわけでございますが、何が原因だと思われませんか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先ほど佐藤昭光議員も述べておられましたが、本当に働き者で、災害があってもイの一番に現場に飛んで行ったりして、とにかく住民の要望を聞いて、業者との調整も一生懸命やってくれましたから、そういった中でやはりいろんなことを知っているというのではなくて、やっぱり采配できる、そのことの中で油断があったし、また私も長く置き過ぎたなと思って、反省しております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 皆さんご存じと思いますが、本当に優秀な人材であることは誰しもが認める職員でありました。早く他の部署に異動させて、多くの経験を積み育てるべきではなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 前の議会に説明したときも佐藤議員にお答えしたんですけれども、やはり今なかなかこの技術系の職員を確保できなくて、今年も募集をかけたんですけれども応募が1件もなかったと。本来であれば、この技術系の職員をもっと確保することを早くから取り組んでいかなければならなかったと反省もしております。一般の仕事でありますと、町民課で3年、税務課で3年、保健福祉課で3年とある程度の年数で回っていけるんですけれども、この現場でたたき上げていくところは、なかなかそういった部門とは違いますので、そこで異動できる人員も限られているというところなんです。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 人事異動については適材適所も重要ですが、町の発展のため多くの部署を渡することで、多くの経験となり財産となります。また、職員も人権があり、職員の意向も把握することで、様々な目線で適正な人事が行われるのではないかと思います。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 西洋のことわざに、人事とバラには触るものではない、とげに刺されるだけだということわざがあります。人事というのは、それだけ難しいという意味であります。

正直、私も今まで人事というものは人のせいにするわけではないんですけれども、副町長が主にやってくれていたので、課長についてはある程度年齢が来て、次に並んでいるのはこのぐらいの人だよ、じゃあこの中から誰を課長にして、こっちに回ってもらおうというのはありますが、その下はほとんど副町長が采配するというところではないんですけれども、正直どこの首長も役場

にいる時間は限られていますから、その間副町長が各部署を課長のところを回って、今どこがひどいの、今はどういうことなのということで、それがやはりある意味副町長の仕事でもありますから、佐藤昭光議員も町長のとき、経験2期8年あれば分かると思いますが、やはり人事については役所で育ってきた副町長が中心になって組むところもありますので、そういった中で私正直、今年の3月は副町長がいませんでしたから、これを秘書に書いてもらいました。これは各職員の何年目になったかということ、秘書に調べて書いてもらいました。そして、5年以上に丸をつけてもらいました。5年以上の人たちは、異動させなくてはならないなというところでした。

そういった中で、6年となっています。今の部門が6年なので、正直建設水道課長と、どうしよう。いや、町長、今の部門1人でやってくれますので、なかなかほかの人が補うことはできない。じゃあ、やはりこの部門をこれからずっと募集したり、建設水道課、蔵王町から比べると職員が少ないんだ、蔵王町の資料取ってということで、建設水道課がないということで、今年の新人2人を回すとか、あと今回上級の土木技師を募集したわけでありませう。

本当に新一郎議員のおっしゃるとおり、いろんなところを回らせるべきでありました。私の思慮不足の面があって、大変な思いをさせてしまったと思っています。

改めて、しっかりとした人事を副町長とともにやっていきたいと思っております。ご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤新一郎君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第4号、9番的場 要君。

【9番 的場 要君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、消防団組織力維持について質問願います。

○9番（的場 要君） 9番的場 要でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

初めに、消防団組織力維持について質問させていただきます。

道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の総重量は3.5トン未満となりました。

新たな免許制度での普通免許は、最大積載量2トン未満、車両総重量3.5トン未満の車までが運転できるということになりますので、その重量等を超える消防自動車については、新たに設けられた区分である準中型以上の免許を取得しなければならないこととなります。

これにより、現在全国200を超える自治体で、対象世代の消防団員が免許を更新する際の取得支援を創設しております。

今後の消防団組織強化・安心安全を守るために大変重要な問題だと捉え、以下2点について伺います。

1点目、準中型免許取得について、助成制度を創設できないか。

2点目、小型可搬ポンプ運転のため、AT限定解除に係る費用補助も必要と考えるが。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 消防団組織力維持について、9番的場議員の質問にお答えします。

1点目の準中型免許取得について、助成制度を創設できないか。2点目の小型可搬ポンプ運転のため、AT限定解除に係る費用補助も必要と考えるがとの質問であります。一括してご回答を申し上げます。

前段で消防団員数の推移について、ご説明いたします。

全国の消防団員数は昭和30年に200万人、平成2年には100万人を割り込み、直近では2年連続で対前年比1万人以上減少する危機的な状況となっております。退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少しており、特に20代の入団者数がここ10年間で約4割、30代も約2割減少するなど、若年層の減少が顕著となっております。

川崎町でも10年前、平成23年度の団員数は262人でしたが、現在の団員は233人と29人減少しており、町民の安全安心な生活を守る上でなくてはならない消防団の減少に、非常に憂慮しているところであります。

このことを踏まえ、準中型免許取得に対する助成制度の創設についてであります。川崎町には対象となる車両が4台あり、自動車班に2台、青根班に1台、役場班に1台であります。先ほども申し上げましたとおり、町民が安全に安心して生活を送るためにも、ニーズに即した多様な消防団員の確保策を講じていかなければならないと考えており、また消防庁もこの免許取得に要する費用の半分を特別交付税で負担する財政措置を講じていることから、助成制度の創設に向け、検討していきたいと考えております。

次に、小型可搬ポンプ運転のためのAT限定解除に対する費用助成についてですが、次代の変遷による若者たちの自動車運転に対する価値観の変化などにより、現在は普通自動車免許取得者の半数以上はオートマチック限定免許を取得しているようです。団員確保のためには、準中型免許取得のように助成制度創設に向けた検討が必要であると思っておりますので、これについても制度創設に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） 早速検討していただけるということで、大変ありがたいことだなというふうに思います。

調べてみて、いろんなことが分かってまいりました。答弁にもありましたように、消防団員の減少、これはもう非常に大きくなっております。そして減少に加えて、消防団員の高齢化もまた進んでいるという状況であります。この状況のままであれば、新たに消防団を継続させていけないのであれば、まさにこれは必要のないことではありますが、これから入ってくる若い人に対しての助成というものはもう絶対に必要だなというふうに思っております。

私も自動車班の班長として活動させていただいておりますが、分団長より兼ねてからとにかく団員を増やせという指示を受けて、対象地区の若い方に消防団どうですかという話を、数人で数日かけてやらせていただきました。それでもやはりなかなかいい返事はいただけなくて、さらにこういう問題が出てきて、入ってもらった方がいいが運転ができません、その運転免許を取得しなければいけない、それも自腹でとなったら、これはもう消防団に何の魅力も感じないし、町のために活動していただくという、そういう団員の気持ちに対して大変申し訳ないという思いがいっぱいでありました。

この運転免許更新、普通免許を持っていれば、中型、準中型免許で約15万円で取得できます。そして、AT免許限定であれば17万円、大体かかります。そして、また可搬ポンプの話であります。AT免許から限定解除する場合、おおむね5万円ぐらいでできるということでもあります。この費用を総務省、消防庁のほうで半分見ていただけるということでもありますので、町の負担はその約半分である。そして、また対象者の人数もさほど多くはないのであろうというふうに思っております。

若い方に消防団、そして町民の安心安全を守っていただく役割を担っていただくためにも、ぜひとも必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 総務課長からも気づかなかった面もあるので、的場議員のおっしゃるとおりだと、早急に対応して団員の皆さんにお知らせできるようにしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 次に、職員のメンタルヘルス対策について質問願います。

○9番（的場 要君） それでは、2点目の職員のメンタルヘルス対策について質問させていただきます。

労働安全衛生法の一部が2014年6月に改正され、新たにストレスチェック制度が設けられまし

た。自治体も対象となるもので、当町でも毎年ストレスチェックを実施し、対応いただいているところであります。

ストレスチェックにより個人・集団的に分析できるものもありますが、同時に見えない部分で苦しんでいる状況もあると考えます。

コロナ禍によりコミュニケーションが図りにくい状況で、メンタルヘルス対策を強化していくためには、性格分析を含めた対応が必要ではないでしょうか。

働きやすい環境をつくり、住民サービスの向上を図るために新たな対策が必要と考えますが。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） メンタルヘルス対策強化のため、性格分析を含めた新たな対策、対応が必要との質問であります。性格診断について調べましたところ、方法は多種多様であり、中にはインターネット上で簡単にできるものもあるようです。性格診断は自分の性格を理解するとともに、協力して仕事に取り組まなければならない仲間の性格や行動パターンなどを改めて確認できるよい機会になると思います。

仕事をするには仲間が必要だ、仕事をする仲間が増えてくる。これはドイツの政治家であり、詩人であったゲーテの言葉であります。私は年頭の訓示などでよく職員に話をします。

仕事は1人ではできません。よい仕事をするには、多くの人との関わりが必要となってきます。しかし、人が集まれば考えや方向性の違いなどから、意見の衝突やあつれきが生まれやすいことも事実であります。

議員ご指摘のとおり、住民サービスの向上を図るためには互いの性格を知り、それぞれ適した仕事、役割を担うことが大切であると認識しております。人の性格は性別や年齢、生まれ育った環境などにより千差万別であり、どの職種においても性格によって向き不向きがあることは誰もが感じているところであると思います。

公務研修所におきましても、自分を知ること、相手を理解することなど、相互理解を深める研修も開催されておりますので、このような研修を積極的に活用し、職員のメンタルヘルス対策を図っていきたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） 2か月ほど前でありましょうか。僕、日本エニアグラム学会というところの性格診断を、実は受けてまいりました。こういう時期ですからオンラインでどうでしょうかという提案をしたんですけれども、その講師の方は、いや、これは会って、お互いの顔を見ながらぜひやりたいということで、約5回ほど面接をさせていただきました。

感想から言うと、本当にやってよかったというふうに思っております。自分がどういうタイプの人間かということを確認できましたし、あとは仕事に対するモチベーション、これも大分変わりました。今までやってきたことが間違いではなかったんだなという部分、あと一つは、この部分はもう少し改善しなければならない、そういうふうに感じました。

そして、自分のタイプについて、これまでどういうことをやってきたかとかそういう話を重ねていく上で、相手がいて僕がしゃべって、僕の話聞いてもらう、いわゆるカウンセリングでいう傾聴のようなスタイルだと思いますが、本当にこう自分のためになった。そして、これは町の職員の皆さんがやっていただければ、まさに住民サービスの向上につながっていくだろうというふうに思いました。

これまで監査意見やそして委員会の意見の中で、事務の効率化ということは何度も言われていると思います。事務的、業務的なものに対しては様々改善をさせてもらっていますが、やはり職員自身のモチベーションを上げることが事務の効率化に一番僕はつながると思います。

いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員の質問の中に、同時に見えない部分で苦しんでいる状況もあると考える、それを読ませてもらったり聞いて、そうだなと思っているところです。そしてまた、性格診断も大切なことだと思っています。

先ほど新一郎議員からも質問を受けた中で、3月に人事異動をするために、2月にストレスチェックの表を職員から出してもらいました。やはり見えない部分で苦しんでいる職員が何人かおられて、その人たちに会って、こういうことが書いてあるんだけどもどうということなんだろうというようなことを踏まえて、人事異動にも使わせていただきました。本当に我々、何でこの人がこんなことを思っていたんだろうというところでした。普段のその人の雰囲気からは想像できないことを抱えていて、本当に外見からは想像できないということを感じました。

そういった職員一人一人にどのように目を向けていけばいいのか、そういったことを踏まえながら、やれることをしっかりとやっていかなければ、我々はなかなか見落としてしまうなど思っております。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 町長の今の答弁にありましたとおり、僕はその人事についてもこれは非常に有効だと考えております。僕が大体5回ぐらいの、四、五回の面談をして感じたのは、これ1回受ければほかの人もできるなという印象だったんですね。ですからある一定のノウハウを取

得できれば、これはもう講師ではなくて職員間でできるだろうと思いました。そして、見えない部分、まさにオンラインでは見えてこない、実際に対面でないと、その人がどういう表情で話しているのか、どういうふうに思っているのかが伝わりづらいという部分、だから面談が必要なんだろうなというふうなところで、これを町の職員さん、課内でやれば、僕はものすごくこれは有効だなというふうに思います。

昔は、僕の近所に居酒屋さん、焼き鳥屋さん、とんちゃん屋さん、いっぱいありました。金曜日の夜になると役場の皆さんがそのはしごをして、その声が部屋まで聞こえていた。まさにコミュニケーションを取る、最適なそういう時間だったんだろうというふうに思います。

しかし、今はそういう状況は全く難しい。そして、若い方はお酒もなかなか飲めない方もいらっしゃる。そして、さらに加えればコロナ禍。こういう中でどうやってコミュニケーションを取るのか、課内の中で悩みがあっても相談する相手というのはいろんなのだろうか。そして、そういう時間が取れるのだろうか。

そういうことを考えたときに、性格分析をしてもらって、タイプ別に配置をしてもらう。その中で相談を受ける役割、話を聞いてあげられる役割を担う方、そしてそれを課長に報告できる。そういう形ができれば、まさにコミュニケーションもしっかり図られて、モチベーションも高く仕事に取り組んでいただけるなというふうに考えています。

こういう悩み相談、そしていろんな問題を抱えている中で話を聞くということ、これは非常にもう大事なことであります。話を聞いても問題が解決しない、こういう場合も多々あります。しかし、話を真摯に聞いていただけるだけで、気持ちはもうずっと楽になる。これは誰しもが経験していること。それを課内でやれるのであれば、外部に頼らず、そういう風潮が始まって、それが継続していけば、僕はもうこれ以上のことはないだろうというふうに思っております。費用対効果ではありませんが、お金をかけずにそういう風潮を次の世代へつなげていける。こういう役場になったら本当にうれしいな、そういうふうに感じます。

いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員の質問にお答えします。

私たちが議員になったときは、この議会が終わりますと、最終日に課長たちみんなと、議員さんたちみんなと反省会をしたものです。そして酔ってくると、町長あの答えはおかしいだろう、議員さんあの質問はおかしいと職員から言われたものでした。そこでやはり言われたことを、そのときはかちんと来ますけれども、あれが本音なんだな、直さなくちゃとかということがありま

した。

今の場議員がおっしゃるように、一緒にお酒を飲むことさえできない社会ですから、正直課長との意見交換も、本当にどうしても課長会ぐらいになっちゃって、前はそういった飲みながら本音が出る可能性があったんですけども、本当に何を考えているのか分からない面もお互いにあると思います。そういった中で、的場議員がおっしゃるようなことも検討しながら、いくらかでも接点を見つけ出す方法を今我々は求められているんだなと思っております。検討してまいりたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これでの場 要君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時49分 散 会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記高橋悦子が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
